

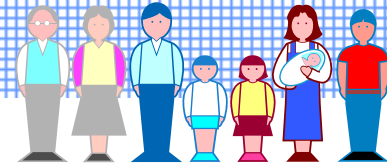
子どもの権利条約 と 八王子市子どもすこやか宣言



八王子市こども家庭部こども政策課



八王子市子どもすこやか宣言



八王子市では、平成12年3月につくった八王子市新地域福祉計画のなかで、子どもの権利条約の精神を尊重し、この宣言を行うことにしました。子どもと大人による文案検討委員会をつくり、そこで議論して、平成13年2月に発表したものが、この宣言文です。

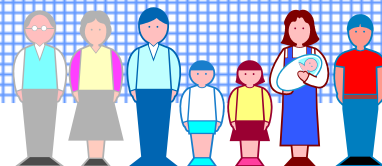
自然豊かなこの八王子で、子どもたちがいきいきと生活し、自らの可能性を伸ばすとともに、子どもの権利をみんなが理解し、おたがいに信頼しあえる関係を大切にすることにより、子どもたちが心も体も豊かに成長できるよう、ここに八王子市子どもすこやか宣言をおこないます。

- 1 わたしたちは、人にはみんな違いがあり、みんなよいところをもっていることを認め、お互いに相手を尊重します。
- 1 わたしたちは、がまんすることの大切さを理解するとともに好きなことに夢をもち、元気にくらします。
- 1 わたしたちは、しっかりと自分を表現し、自分の意見や行動に責任をもちます。
- 1 わたしたちは、子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心して生活できる家庭を望みます。
- 1 わたしたちは、家庭や学校そして地域で、学習する楽しさがわかり自分の可能性を伸ばすことのできる環境を求めます。

平成13年2月4日 八王子市



「八王子市子どもすこやか宣言」と 「子どもの権利条約」



「未来を担う子どもたちがみんな幸せに、そして責任ある大人になってもらいたい。」「自然がたくさんある八王子でいきいきと生活し、自分の可能性を伸ばして欲しい。」「まわりの人と信頼しあえる関係を大切に、健康で個性豊かに成長して欲しい。」というのは、私たちの共通の願いです。



この願いを明文化し世界中の子どもが持っている権利を守る規範として、国連では「[子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）](#)」が平成元年（1989年）に採択され、日本も平成6年（1994年）にこれを批准しました。ここでいう権利とは「人権（human right）」のことであり、人間としての尊厳をもつ社会の一員として扱われるべきであるという意味です。

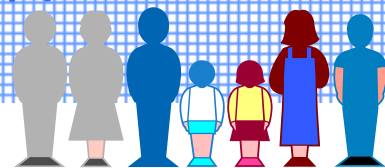
しかし、虐待やいじめなどつらいおもいをしている子どもたちのニュースが、毎日のように私たちのもとに届くのも現実です。今の社会が、そして八王子市が「子ども」たちが育つ環境として最高のものでしょうか？また、家庭、学校や地域で、子どもたちは「子どもの権利条約」に掲げられた権利が守られているのでしょうか。

八王子市では「子どもの権利条約」（「児童の権利に関する条約」）の考え方を取り入れながら、平成13年2月に「八王子市子どもすこやか宣言」を行いました。

現在は、市内を5つの地域に分けて開催している「[子ども会議](#)」、「[イベント、シンポジウムの開催](#)」などをおして、「子どもの権利条約」の考え方を、広くみなさんに知っていただくための取り組みを行っています。



子どもの権利条約の内容



平成元年（1989 年）、国連で採択された国際条約。平成6年（1994 年）には日本で批准されました。18歳未満の子どもたちを対象とし、子どもにとって一番いいことは何かを考えなければならないといっています。3部からなる全54条で構成されていますが、その基本となるのは次の4つの権利です。

子どもの権利条約カードブックより（日本ユニセフ協会抄訳）

「生きる権利」

防げる病気などで、命を失わないこと
病気やケガをしたら治療を受けられること

「育つ権利」

教育を受け、休んだり遊んだりできること
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること



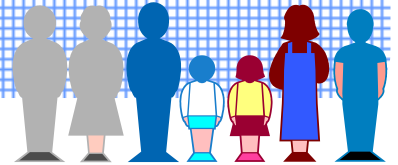
「守られる権利」

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること

「参加する権利」

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、
自由な活動をおこなったりできること

子どもの権利条約のキーワード



「子どもの最善の利益」

子どもの権利条約の基本となる考え方



あなたのためなんだから、
これをやりなさい！
我慢しなさい！



大人がラクをするための要求を子どもにしていますか。

「子どもの権利」というと、日本では「わがまま」を連想してしまうのか、抵抗を感じる方も多いようです。しかしこの権利は「人権 (human right)」をさすもの。

大人としては、子どもの正当な要求であるのに「わがまま」と扱ってしまうことがないか、たえず考える必要があります。

子どもの権利条約

第3条1

児童に関するすべての措置をとるにあたっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

「意見表明権」

まず子ども自身の意見を聞く必要があります



子どもの意見を
きけばいいんでしょ！



形式的に子どもの意見を聴けばいいということではありません。子どもと大人がパートナーとして、様々なことを取り組む第一歩として、子どもの意見に共感し、子どもの年齢に応じた大人の対応が求められているのです。

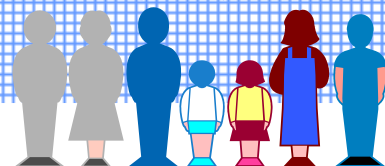
「こうすればいいんだよ。」と結論だけを教えることは、大人がラクをしたいだけかも。子どもは自分の意見をきいてもらい、理解されているという体験を積むことによって、自信と相手に対する思いやりが芽生えてくるのではないのでしょうか。

子どもの権利条約

第12条1

締結国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

私たちは「子どもの参加」をめざします



「子どもの参加」と「子どもの権利条約」

「子どもの参加」とは、子どもたちが自らの可能性を広げていく場、学校や家庭や遊びの中で蓄えた生きる力を試せる場を、子どもたちに提供していこうという考え方です。

こうした「場」を確保するのが「子どもの権利条約」なのです。社会参加は子どもたちの自己実現にもつながります。子どもが自分の力を信じ、自分に対する肯定的な気持ちをもてるよう、大人は子どもを社会の中で受け入れる姿勢が必要と考えます。

子どもは知っています

「子どもの参加」という考え方は、「子どもの考えを聞くことはいいことだ」という、単に子どもの考えを認めることではありません。

「子どもの主体性については理解している」と思っている大人が企画しても、子どもが単に人数合わせだけの参加者として扱われれば、「子どもの参加」はすぐに「大人中心」のものになり、気が進まない子に押し付けたり、子どもの年齢や能力をいかせないような方法で企画されたりしてしまいます。

子どもに意見を聴き、子どもの視点を真剣に取り上げ、子どもにとっての有意義な参加を忍耐強く継続して手助けするのは大人の責務です。そのために「子どもの権利条約の考え方を基盤としたアプローチ」が必要になります。

しかし、いくら企画段階から子どもに参加してもらおうとしても、現実には子どもに関わってもらうこと自体が難しく、課題となっています。

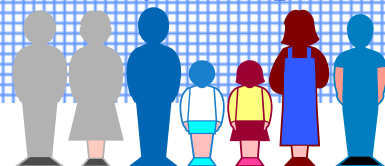
「人との関わりを避けたい。面倒くさい。目立ちたくない。だから、動くのは嫌だ！」

そんな子どもたちが多いのも現実です。これは、私たち大人も思い当たることが多いのではないのでしょうか。

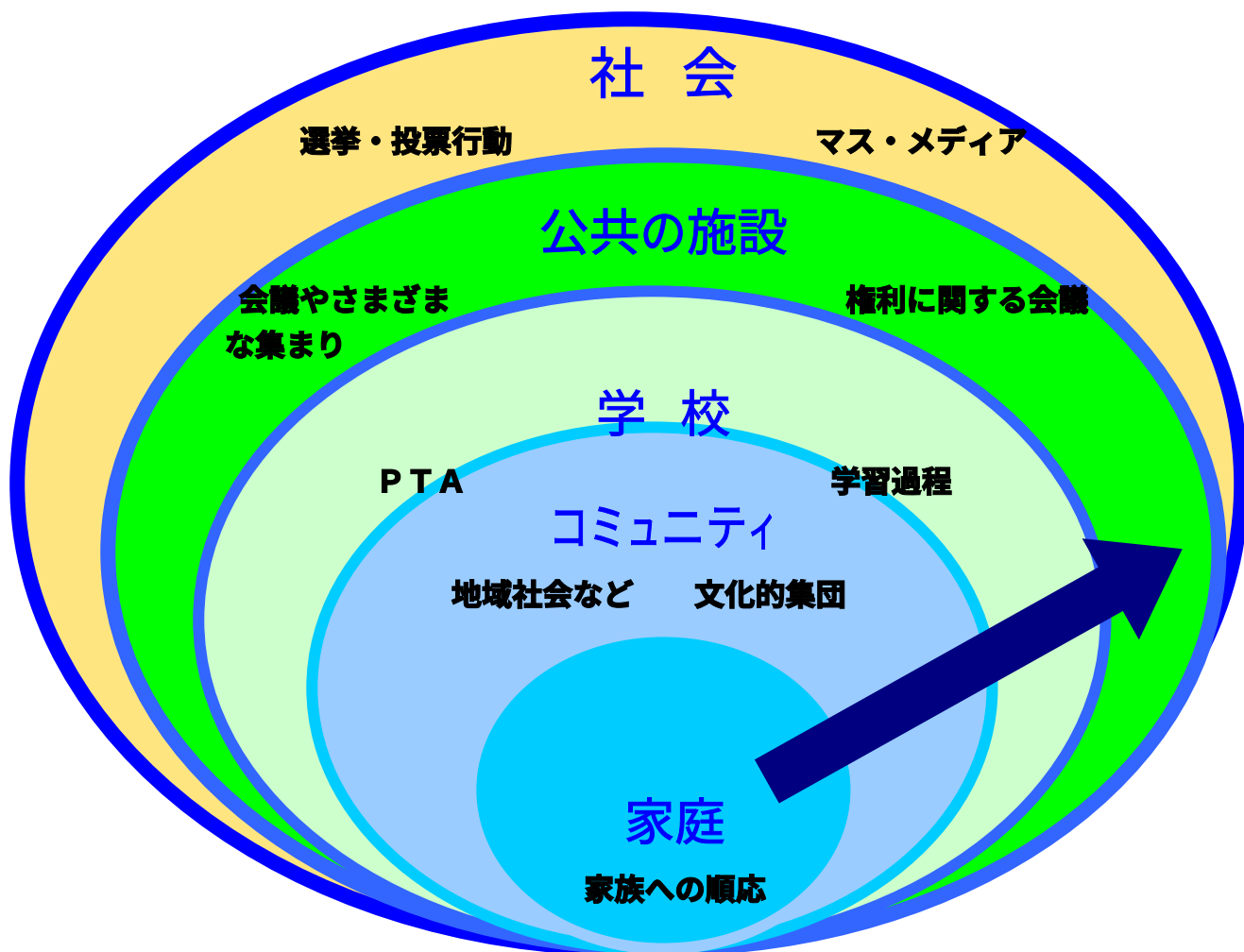
大人が積極的に、子どもと関わり、忍耐強く子どもの取り組む過程を見守りたい。そのためには、なにより私たち大人が、変わらなくてはなりません。まず大人も「参加」してみることが、責務を果たす“第一歩”になるのではないのでしょうか。



成長に応じて広がる「子どもの参加」



(「2003 年世界子ども白書」 T・NET通信NO.23 (財) 日本ユニセフ協会より)



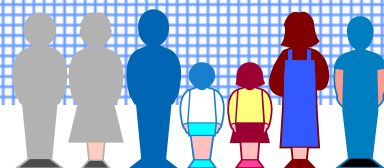
図は、子どもが社会に参加していく広がりを示しています。子どもは成長に応じて、参加できる機会が多くなり、また範囲がどんどん広がっていきます。

例えば、学校では生徒会、クラブなどに参加することを通じ、子どもたちは考えていることを表現したり、仲間と交流したり、共有する体験をします。そして、より広い世界に関わっていきます。

しかし現実には社会の中の様々な役割が薄れたり、機能していなかったり、分断されていたりして、個人がその広がりを実感することが難しくなっているのではないのでしょうか。八王子市では、さまざまな取り組みを通じて子どもたちの主体的な「参加」の実現に取り組んでいきます。

八王子市の取り組み1 (H12～H14年度)

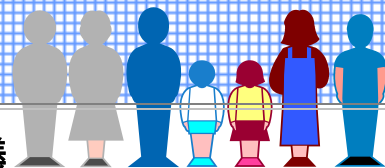
八王子市子どもすこやか宣言普及啓発事業の経過



	子どもの権利イベント・シンポジウム	子ども会議
H12	H12.第1回子どもの権利イベント 「子どもの権利って？」ー子どもと一緒に考えよう	■H13.2 子どもすこやか宣言■
H13	H13.8.10～.11 第2回子どもの権利イベント 「子どもの権利って？」～ 子どもと一緒に考えよう ～ H13.12.9 シンポジウム (第1回) ■基調講演: 落合恵子さん テーマ「あなたの居場所 子どもと大人、同時代を生きる」 ■パネルディスカッション: テーマ「守られていますか？子どもの権利」 ■コーディネーター: 高橋利一さん (日本社会事業大学教授)、パネリスト: 川上豊さん (八栄寮長)、加藤 純さん (東京都子どもの権利擁護委員)、コスギグレロン 朝美さん (子ども会議コーディネーター)、小泉明日香さん (都立片倉高校3年)、健康福祉部長	H13.9.9 子ども会議 (第1回) ■コーディネーター: コスギグレロン朝美 (アサミ) さん、子どもの権利宣言文案検討委員会副委員長 H13.9.30 子ども会議 (第2回) すこやか宣言文のキーワードから質問を掘り下げていく。 ■コーディネーター: 秋山 邦博さん 元 NHK アナウンサー、八王子市体育協会副会長、合気道連盟会長 
H14	H14.10.5 第3回子どもの権利イベント 事前アンケート (私たちが考えるまちづくり) をもとに、子どもたちが身近に感じるまちづくりについて意見を述べる。 ■コーディネーター: 内田宏明さん (長野大学、社会福祉実習助手、子どもの権利条約総合研究所特別研究員) ■参加者: CAP (権利意識を育てる実践指導) 3 人・ ■パネラーとして中・高生 4 名 (児童館の卒業生 18 才位)、司会1名 入場者: 51 名 	H14.9.21 子ども会議 (第1回) (中郷・浅川・館ヶ丘児童館) テーマ「わたしたちが考えるまちづくり」 子ども会議地域版開始 ■コーディネーター: 野田弘一さん (学校心理士)、参加者: 子ども 20 人 H15.2.15 子ども会議 (第2回) (由木・鹿島・松が谷児童館) テーマ「学校をどういうふうにしたいか？」 ■コーディネーター: 野田弘一さん、参加者: 子ども 29 人

八王子市の取り組み2 (H15～H17年度)

八王子市子どもすこやか宣言普及啓発事業の経過



	子どもの権利イベント・シンポジウム	子ども会議
H15	H15.11.16 第4回子どもの権利イベント ■テーマ「わたたちが考えるまちづくり」街中たんけん隊「私たちの街」ビデオ取材報告、NPO法人子ども劇場 ■パネルディスカッション：H14実施子どもアンケート分析 ■コーディネーター：森田明美さん（東洋大教授） パネラー：若林ちひろさん（東洋大学実習助手）中・高・大学生（児童館卒業者）各1名・こども政策課長 	H15.10.4 子ども会議（第1回） （長房・元八・川口児童館） 「ゆめのあそび場」 ■コーディネーター：野田弘一さん、参加者：子ども19人
H16	H16.11.28 第5回こどもの権利イベント テーマ「あそび」「あそび場」について考えよう 第一部 子ども会議の発表 第二部 パネルディスカッション ■コーディネーター：炭谷晃男さん（大妻女子大学教授）、パネラー：各ブロックの代表者及び大学生ほか	H16.9.25～10.23 ブロック別子ども会議 市内5ブロックで開催 ～「あそび」は私たちの自己実現のひとつ！ 「あそび」を通して、これからのまちづくりを考えよう 
H17	H18.1.29 第2回子どもの権利シンポジウム ■第一部 基調講演：ラジオDJ 山本シュウさん テーマ「大人も子どもも大切な地域のひとり」 ■第二部 パネルディスカッション ■コーディネーター：炭谷晃男さん（大妻女子大学教授）、パネラー：山本シュウさん、横川小学校長、子ども家庭支援センター館長 	H17.9.10～11.26 ブロック別子ども会議 市内5ブロックの実行委員会で企画・運営・開催 ～わたしたちが考えるまちづくり～ ■1ブロック「あそびながら、まちの自然を考えよう！」 ■2ブロック「自然体験をとおしてわたしたちのまちを考えよう」 ■3ブロック「みんなでつくろう！子どもの夢まちマップ」 ■4ブロック「子どもアンケート隊！」 ■5ブロック「みつけよう！発表しよう！〇〇まちのここが素晴らしい！」